

「北村慈郎牧師・教師免職処分無効訴訟」について

最高裁への要請署名のお願い

- ◆ 日本基督教団の戒規免職処分を不当として、北村慈郎牧師が提訴した「教師免職処分無効訴訟」は、一審（2012年2月25日）、二審（2013年7月10日）とも、被告教団側の主張に沿って、「本件は法律上の争訟に値しない」という、私たちにとっては予想外の判決がくだされました。北村慈郎牧師は即刻上告しました。「憲法の番人」である最高裁判所が公正な判断をしてくださることを確信していますが、大意厳しい情勢の中で、北村慈郎牧師の裁判を受ける権利が認められるよう、より多くの方々の声を最高裁判所に届けることがとても大切だと思っています。
- ◆ 北村慈郎牧師が提訴したこの裁判は、宗教法人日本基督教団における人権侵害を問うものであります。その意味で、日本基督教団における北村慈郎牧師の権利回復を求めるものですが、それだけではありません。一宗教団体ではありますが、日本基督教団の中で北村慈郎牧師が戒規免職処分を受けるまでのプロセスにおいて、一見多数決による組織決定のように粉飾していますが、実態は余りにも恣意的で、違法性のある手続によって、ときの教団執行部の考えと相容れぬ教師を一方向的に排除するというもので、到底許されるものではありません。
- ◆ この裁判は、最初から「北村排除ありき」という手続きの問題性を中心に問うているのですから、裁判所の判断が示されることは何ら信教の自由を害するものではありません。逆に、本件のような場合でも「裁判権が及ばない」とされるのは、教団内部で争いがあった際に、いかにときの執行部が恣意的、一方向的な運営を行っても許されることになり、憲法が定める「適正手続」や「裁判を受ける権利」が保障されないことになり、ひいては「基本的人権の尊重」にも違背することになります。
- ◆ 「北村慈郎牧師を支援する会」は、主に日本基督教団の諸教会・伝道所及び信徒・教職によって構成されています。現在正会員、賛助会員、カンパ（献金）協力者約 950 名です。裁判支援のため、最高裁が公平な判断を下されるよう、要請書名を集め、最高裁判所へ提出することにしました。つきましては一人でも多くの方々の声を最高裁判所に届けるべく、下記にご署名をお願い申し上げます。

2013年 月 日

最高裁判所第二小法廷 御中

「教師免職処分無効訴訟」において、被告教団側と原告北村慈郎牧師の主張を再検討して口頭弁論を開いて頂き、事実に基づく公正な判断をお願い申し上げます。

氏名	住所

一次締切：11月30日、最終締切：12月31日

取扱い団体：北村慈郎牧師を支援する会

送り先：〒242-0022 神奈川県大和市柳橋3-3-22 久保博夫方、北村慈郎牧師を支援する会宛

※ ここに記載された氏名・住所は目的以外には使用しません。

※ 枚数が足りない場合はお手数ですがコピーをお取りください。